

## 第2回 船橋市総合計画審議会 議事要旨

日時 平成22年11月18日(木)14時00分～17時15分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、北澤哲弥委員、石井庄太郎委員、伊藤壽紀委員、内海優委員、河村保輔委員、椎名博信委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上16名)

※欠席 有馬和子委員、斎藤哲瑯委員、村木美貴委員、深沢規夫委員(4名)

市側出席者 金子企画部長、渡辺健康部長、林環境部長、小原児童家庭課長、西岡環境保全課長、事務局(山崎企画調整課長、三澤、石原、三輪、市川、矢野)

傍聴者 0名

議事内容

1. 序論について(その2)
2. 分野別計画 第1章
3. 分野別計画 第2章
4. その他

#### ■委員自己紹介

(会長)

- ・法政大学の政策創造研究科に所属している。
- ・専門は行政学であり、自治体での活動が殆どとなっている。実務と理論の両面から関わっていきたい。

(副会長)

- ・船橋市の多くを占める船橋市外出身である立場、海外勤務の時に周囲に助けられたという経験、新潟市が政令指定都市に移行する際に様々な審議会等に参加した経験の3つの側面からこの審議会に貢献できると考えている。

(金沢委員)

- ・船橋市議会議員を務めており、日本共産党に所属している。総務委員会の委員を務めており、様々な計画等を審議している。

(川井委員)

- ・耀(かがやき)に所属している。専門は都市計画と造園で、NPOや自然保護団体の立場で自然保護に係わる活動を行っていた。新基本計画では自然環境を大きく取り込んでいきたい。

(齊藤忠委員)

- ・ 公明党に所属している。住まいは船橋市の北部であり、東京近郊にも関わらず周囲は緑が豊富である。新基本計画では、環境的な面を含んだ計画を目指していきたい。
- ・ 船橋市の北部は交通アクセスが悪く、歩いて暮らせるまちづくりという方向性が打ち出せるとよいと考えている。

(まき委員)

- ・ 市民ネットワークに所属している。住まいが津田沼駅近くであるため、市境に興味がある。
- ・ 船橋市には引っ越してきた身であるが、大学時代には西千葉駅まで通学しており、夫も小学校6年から船橋市に暮らしている。
- ・ 現在、長男が鴨川市に住んでいるため、そこと比較した船橋市のよい面・悪い面についても意見を述べたい。

(北澤委員)

- ・ 千葉県の生物多様性センターに所属している。同センターは、平成20年に千葉県に設置され、生物多様性ちば県戦略を推進するための組織である。現在、里山・里海における生物多様性の便益を活用するための課題や解決方策について研究している。
- ・ 船橋市の環境基本計画の策定委員にも参画している。

(石井委員)

- ・ 生まれも育ちも船橋市本町である。27年間、民生委員を務めており、千葉県の副会長や、本年8月から社会福祉協議会会長にも就任しており、市民活動には長らく関わってきた。皆さんの意見を聞き、地域の活動にも反映していきたい。

(伊藤委員)

- ・ JA いちかわに所属しており、現在、船橋地区の専務理事を務めているが農家出身である。JA いちかわは、6年前にJA 船橋と合併しており、近年では柏市のJA 田中とも合併し、浦安、市川、船橋、柏の4市にまたがる大きな農協となった。

(内海委員)

- ・ 船橋市漁業協同組合の組合長の推薦を受けて参加した。
- ・ 住まいが湊町であり、そこで約40年間仕事もしてきた。そのため、船橋市南部については意見を述べられるのではないかと思っている。

(河村委員)

- ・ 以前は、東京に勤務し、船橋市には寝に帰るだけであったが、定年退職を機に船橋市に密着した活動をしたと考え、ふなばし市民大学に入り、現在では生涯学習コーディネーターとして活動している。

ネーター事務連絡協議会の会長を務めている。生涯学習という切り口から意見を述べていきたい。

- ・また、個人的には、船橋の産業振興、特に中小企業支援策について興味を持っている。

(椎名委員)

- ・船橋商工会議所に所属し、商業第1部会の副会長と地域振興委員会の委員長を務めています。
- ・平成大合併の折、周辺市との合併にむけて様々な活動に参加していたが、現在は合併議論が流れてしまい残念に感じている。

将来に向けて、船橋市は合併協議を継続し政令指定都市になればよいと考えている。

- ・午前中は、小学校の学校評議委員会に参加して、元気な子供の姿をみることができたが、同時に学校はそれぞれ問題を抱えていると感じた。船橋の将来をつくる子どもを育成するためにも、この審議会は大切な役割があると思います。

(村田委員)

- ・「青少年の環境を良くする市民の会」に、長い間参加している。
- ・子どもの頃に船橋へ引っ越してきたが、まちの雰囲気が好きになれなかった。出産を機に、子どもたちが誇れて、健全に成長できる空間づくりが大切だと考えるようになった。
- ・また、早い段階から子どもの教育に力を入れてあげれば、日本の未来に豊かな夢が持てると思っている。

(本木委員)

- ・昭和36年に引っ越して以来、半世紀以上船橋市に住んでいる。当時あまり整備されていなかった高根公団駅に家を建てた。当時、22世帯で町会を立ち上げ、現在1,300世帯ほどの規模となった。この審議会には船橋市自治会連合協議会代表として参加しているが、同協議会の副会長兼事務局長を務めており、住民から多くの意見をいただいている。この審議会を通じて、市民の意見を代弁させていただきたい。

(森田委員)

- ・公募委員として参加させていただいている。普段は市民団体の代表の他に、銀行に勤めている。
- ・出身は関西だが、転勤で海外や東京に転居した後、現在では船橋に13年間住んでいる。
- ・市民会議に参加した経験や、政治・国・地方をみて思うところがあり、今回公募に至った。船橋市民のマジョリティからの意見が述べることができると考えている。

(山下委員)

- ・丸山地区に住んでおり、25年間の民生委員の経験から意見を述べていきたい。
- ・公募委員に応募した理由は、地域の福祉が変わってきたと感じたためです。例えば、あ

る若い女性が子どもも老人も気軽に参加出来るようなコミュニティカフェを開きたいとの思いから、海外を視察したりと積極的に動き始めた。また、これからの地域社会は皆が協力し合わないと地域福祉は進められないとかなりの人たちは気づきはじめた。

- ・孫、子のためにいい街を行政の力を借りながら、自分たちで作ろうという気運が芽生えつつある事を実感しています。

## 1. 序論について（その2）

（事務局）

### －資料3「第1回審議会 積み残し事項の整理」説明

（本木委員）

- ・市の地域公共交通活性化協議会で、不便地域を定義するときに、高齢者のために坂道についても考慮すべきであると、意見を申し上げ、既に取り入れていただいた。
- ・ただし、この問題は都市計画マスタープランで検討すべき問題とも考えている。

（会長）

- ・基本計画の中でも反映できる場面があれば発言していただきたい。

（村田委員）

- ・高台の地域に住んでいる高齢者は坂道に負担を感じている。私が住んでいる場所も以前は砂利道であったが、舗装されることで角度が急になったと感じた。施策や工事を行う際には、生活者の視点から総合的に考えていただきたい。

（事務局）

### －資料3別紙「序論第2章第1節「5. 生涯を通じて安心して暮らすことができる社会環境づくりの必要性」について」説明

（金沢委員）

- ・ハード面とソフト面で分けて記載していただいた方がよいと思う。実際に対応する施策も別になるのではないか。
- ・ただし、ハード面とソフト面を連携させた対応が必要であれば、残すことも考えられる。

（まき委員）

- ・序論の中で「5.」の位置づけを考えなければならないだろう。
- ・「不安感」という言葉で集約されていることについて違和感を覚えたため発言させていただいた。他の委員の意見を取り入れながら意見を集約していきたい。

（会長）

- ・資料3別紙の対応方針③に即して、事務局が修正するという意見であった。

(事務局)

- ・ハード面とソフト面を分けた場合に、「3.」の都市基盤づくりにハード面を記載するという方向性でよいか。

(金沢委員)

- ・新たに項を立てる必要はないと考えていたため、そのように対応していただきたい。

(事務局)

- ー資料3別紙「序論第2章第1節「6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待」について」説明

(本木委員)

- ・10年前と比較すれば増えているかもしれないが、船橋市の地域福祉計画や地域福祉活動計画での検討内容をみると、5年前と比較して地域福祉活動への関与の意識が特に変化していない。
- ・全国的な動向と比較した場合の船橋の位置づけが示されればよいと思う。

(河村委員)

- ・データは確認していないが、実感としては市民活動が少しずつ公共機関と協力し合うようになっており、船橋においても機運が高まってきたと感じている。

(川井委員)

- ・県内では船橋市の市民活動団体は圧倒的に多い。しかし、多くの市民団体は公共機関には期待しておらず、独自に活動している。近年では、船橋市に市民協働課が設置されたため、やや変化はみられるが、未だに行政に関心が薄い団体が多い。

(まき委員)

- ・船橋市に市民団体が多かったとしても、「新しい公共」が進んでいると示すには不十分ではないか。船橋市では「新しい公共」までに至っておらず、実態と乖離している。そのため、実態との乖離を埋めるための方向性を記載すべきではないか。

(山下委員)

- ・世代を超えて協力するような活動が丸山地区でもみられる。さらに行政が繋がれば、よい社会になるのではないか。

(村田委員)

- ・増加しているという実感は薄いですが、認識が増加しているとは感じる。
- ・公共の活動について、市民との協働まで至っていないように思える。公から後押しがないと、行動までに至らないのではないかと。

(斉藤忠委員)

- ・未だに市民は行政への依存度が大きく、公共的な取組部分に対する意欲が増加しているとはいえないが、芽吹き始めている状態は感じられる。

(会長)

- ・停滞していると記載すると将来が暗くなってしまうが、盛り上がっているとはいえない。
- ・全国的な動向についてはそのままでよいが、船橋市の状況をどのように記載するのか、事務局も含めて望ましい表現を考えたい。

(事務局)

—資料3別紙「序論第2章第1節全般」

(金沢委員)

- ・提案いただいた対応方針でうまくいくのか疑問が残る。基本計画には市として解決すべき問題を記載することだが、貧困の問題は市だけでは解決できないところがある。国が関与すべき内容も記載しないと、十分ではないだろう。

(まき委員)

- ・貧困対策としての住宅施策など、市が実施すべき施策もある。船橋市民が非常に厳しい状況であるという認識と、それに対する市の施策を記載すればよいと感じている。

(会長)

- ・その次の河村委員からの指摘事項について検討したい。

(河村委員)

- ・今回提示された資料で検討プロセスについて理解できた。

(北澤委員)

- ・「2. 環境問題の重要性の高まり」については、従来型の議論となっている。生物多様性の観点からみると、場所を守るだけでなく、生態系の質を守ることも重要。たとえば、外来種や気候変動等により、守るべき種がいなくなり、場所だけが残ることもある。
- ・質的に環境を守っていく際には、保護区を設けるような従来型の行政のやり方だけではなく、企業との協力や、農林業の振興など、経済活動を含めた社会全体から保全を考える必要がある。

(会長)

- ・具体的な修正の方向性には、北澤委員からも専門的な視点から代替案をいただけないだろうか。

(北澤委員)

- ・それでは「2. 環境問題の重要性の高まり」の内容について、検討させていただきたい。

(事務局)

一資料3別紙「序論第2章第2節「1. 人口規模想定」説明」

(副会長)

- ・今回の説明でよく理解することができた。

(事務局)

一資料3別紙「第2章第2節「4. コミュニティ地域」について」

(川井委員)

- ・27 地区コミュニティにする妥当性が低く、どのように推進されるか明確になっていない。また、周知・協議が進められている実感もない。
- ・基本計画で記載されているため、地域でも混乱が生まれている。記載するならば、具体的な対応方針を記載するべきであり、対応しないのであれば対応方針③のようにトーンダウンして記載すべきだろう。

(本木委員)

- ・平成19年度に坪井地区が独立した。同地区は現基本計画が策定される前から地区コミュニティの独立に向けて活動を進めていたが、他の地区については活動が行われていない。それでも、他の地区がなぜ記載されたのだろうか。
- ・これらの地区の中で、議論が熟していないということは、現基本計画の審議会等の議事録からも読み取れるため、表現には十分に留意するべきであろう。

(川井委員)

- ・坪井地区が独立してまちができたため、丸山地区でもそういう話を聞いたことがある。同地区は人口もあり、鎌ヶ谷市の中に飛び地となっている。また、新しい住人が多く、古くからの住人が多い法典地区とは気質が異なっており、コミュニティとして独立はしている。
- ・しかし、行政が基本計画で明確にするならば、今後のプロセスを明示しないと、住民が困惑するだろう。

(まき委員)

- ・27 地区コミュニティが適切であるのかどうかを、この場で共有し、市が地区コミュニティに対して今後のプロセスを示すべきだろう。
- ・一方で、機が熟していないという判断をするのであれば、対応方針③のように状況をトーンダウンして記載すべきだろう。

(山下委員)

- ・3年ほど前に丸山地区は単独になるらしいという話を聞いたことがある。

(川井委員)

- ・丸山地区の住民は、行政が中心となって進めていくと考えており、受け身の姿勢となっている。しかし、基本計画では、明確なプロセスが描かれていない。このような行政と市民の意識の乖離を埋めてほしい。

(本木委員)

- ・地区コミュニティとして成立するための条件が示されないと市民が運動することも難しく、混乱を与えるだろう。面積や人口の規模だけではなく、地区コミュニティとして必要な基盤整備について示すべきだろう。

(会長)

- ・審議会を開始してから一時間半が過ぎたため、一度休憩を入れる。

ー休憩

(会長)

ー「小委員会の設置について(案)」説明

- ・この委員会が終わった後に、小委員会の準備会を開催させていただきたいと考えている。メンバー数は、5名を上限と記載しているが、必ずしもその限りではない。

(副会長)

- ・今日終わった後に、地区コミュニティについて第1回小委員会を開催するのはどうか。

(椎名委員)

- ・小委員会の設立は賛成である。ただし、審議会の開催意義を、十分に理解して審議を進める必要が有ると思います。
- ・事務局は10年前の基本計画に記載したことを今後も続けていきたいと考え素案に記載しています。現在の事務局に当時の理由を求めても、10年前の資料から経緯や議論を見

つけ出して説明するしかないだろう。我々は、27 地区コミュニティに付いての取組みを、今後継続すべきか否かについて意見を述べるべきではないでしょうか。

(会長)

- ・地区コミュニティとしての成熟度の評価・判断を持ち帰って検討する旨、休憩中に事務局から説明をいただいている。
- ・終了後に時間がある人は残っていただき、小委員会の設置について議論させていただく。あわせて、この地区コミュニティが成立するための条件についても、審議会の意見を集約したい。
- ・金沢委員の指摘（市民の役割の記載方法）については、時間がかかる内容と想定されるため、先送りにさせていただき、資料3別紙の「その他」について説明していただきたい。

(事務局)

ー資料3別紙「その他」説明

(椎名委員)

- ・いただいた説明で納得した。
- ・なお、資料説明の際には、ページ番号を教えてください。

(会長)

- ・あわせて、資料については、通しのページ番号を記載してほしい。

## 2. 分野別計画 第1章

(事務局)

ー「素案」第1章について説明

(金沢委員)

- ・どの部分が審議会の議論の対象になるのか、再度説明していただきたい。

(事務局)

- ・基本計画では上位計画である基本構想の部分は変更できない。具体的には、p.32 の体系図でみると、左上に記載されている「第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち」と、左側に記載されている「政策」である「1 生涯にわたる健康づくりの推進」等が変更できない部分となっている。一方、記載されている「基本施策」や「施策」の部分は変更可能となっている。

(本木委員)

- ・ 審議会では、p.32 の施策体系やリーディングプランの議論はいつ行うのか。

(事務局)

- ・ リーディングプランは、事務局としては分野別計画を受けて議論していただきたいと考えている。そのため、分野別計画を検討した後の、第5回審議会でも議論する予定である。
- ・ p.32 の体系図を組み替えることについて議論することも可能である。

(本木委員)

- ・ p.32 をみると、社会福祉法の改正以降「地域福祉」という概念が整理されている。第1章の基本施策2をみると、「地域一体となった社会福祉」となっており、「地域福祉」の方が表現として適切であるように思える。

(金沢委員)

- ・ 概念が法律によって改めて定義されている場合には、法律の表現に合わせたほうがよいのではないか。

(事務局)

- ・ 事務局では「社会福祉」か「地域福祉」のどちらの表現が望ましいのかについては議論していないため、検討させていただきたい。

(河村委員)

- ・ p.54 のタイトルをみると、「障がいがある人もない人も」と記載されているが、「障がいがある人もいきいき暮らせる社会の構築」等の方が、わかりやすいのではないか。

(事務局)

- ・ 健全者への啓発も施策に含まれているため、このような表現とさせていただいている。

(本木委員)

- ・ 千葉県の条例にも同様の表現がされているため、それを引用したのではないかと。

(河村委員)

- ・ 既に広まっている表現ならば、利用してもよいと思う。

(森田委員)

- ・ 現基本計画と現在の素案の対応資料があるとよいだろう。新規・廃止・継続等の対応資料が整理されて、補助資料として提示されていると意見が述べやすい。

(事務局)

- ・ 次回の委員会までには、準備させていただく。

(会長)

- ・ また、今回説明を受けて、この場限りで議論するのは難しいため、次回までの日程の間にも意見をいただきたい。

### 3. 分野別計画 第2章

#### 一 素案第2章の説明

(副会長)

- ・ 新基本計画では新たに指標が設定されている。目標値の設定方法について、簡単に説明いただいたが、少し敷衍して数値が選ばれた経緯についても説明いただきたい。

(森田委員)

- ・ 算定根拠値はそれぞれ定量的に算出されていると思われる。備考欄に記載するなど、市民や審議会委員が読んで理解できるような資料をいただければと考えている。

(事務局)

- ・ 各担当課に確認して記載しているが、算定根拠が明確なものもあれば、各担当課の強い思いで設定している部分もあるため、根拠を記載することが難しい指標もある。

(金沢委員)

- ・ 算出根拠の有無よりも、引用した参考資料や計画を記載するだけでも理解しやすくなるだろう。

(まき委員)

- ・ 数字だけでなく、意気込み等も含めて算定根拠を示すべきだと考えている。備考欄への記載が難しいのであれば、参考資料を作成していただきたい。

(企画部長)

- ・ 備考欄に記載することは余白の関係上難しいため、別添資料を次回用意したいと思う。

(副会長)

- ・ 主要事業は全て指標設定の対象になると思われる。
- ・ また、p.43の「母子健康手帳発行時の保健師の面接率」をみると、母子健康手帳でも様々な項目が想定されるため、どのような理由で設定されたのかを示してほしい。

(事務局)

- ・各施策に対する指標は担当課から出されたものであり、担当課が把握できない数値等は指標としていない。

(事務局)

- ・補足すると各施策の指標は、各担当課から複数案を提示してもらい、その中から何が最も代表的かを考慮して選定している。
- ・施策に対して複数の指標を掲げることで目的が不明確になることを避けるため、基本的には1つの施策に対して1つの指標を掲げている。

(会長)

- ・個別の指標についての代替案があればご意見いただきたい。

(本木委員)

- ・指標の現状値と目標値を掲載するとなると、この審議会はどのように責任を担保すればよいか。算出根拠まですべての指標について検討するならば、大変な作業であろう。
- ・p.91の主要事業で、一部県の事業も記載されているが、県の事業を市の行政計画の中に盛り込む意図は何か。

(事務局)

- ・p.3の第3節「計画の対象事業」において、「必要に応じて国、県及び民間が事業主体となる事業も含めるものとします」と記載している。
- ・基本計画には殆どの場合は市の事業が記載されているが、国・県・民間の事業でも、市のまちづくりにとって重要度が高く、掲載されないとわかりにくい部分については必要に応じて記載している。

(本木委員)

- ・非常によい考えだと思う。市に意見を申し上げた際に、県所管の事業であることもあるため、基本計画内で確認できると市民にとって非常に助かるだろう。

(河村委員)

- ・前回の審議会で武藤会長から、計画の整合性が重要であると説明があった。
- ・一方で、今後策定される個別計画と基本計画の整合性は必要であるが、既存の個別計画と整合性を図る必要はあるのか。

(事務局)

- ・個別計画の担当課から意見を集約しているため、計画の整合性は最低限保たれている。

- ・ただし、個別計画の全てが反映されているのではなく、現状を踏まえて記載し直している項目もある。したがって、個別計画の更新の際には、上位計画である基本計画の内容が各計画に反映される予定である。

(金沢委員)

- ・第1章の p.51 の障害児教育については、福祉分野と教育分野の連携について触れる必要がある。
- ・国民健康保険の広域化や国民保護法を前提に計画が記載されている。確かに法律を引用することは正確であり、具体性を高められる。しかし、基本計画では船橋市民にとって良いことを記載すべきであり、法律の全てを前提に議論を進めることは望ましくないだろう。

(児童家庭課長)

- ・後日検討していただく p.24 のリーディングプランでは、保育園・幼稚園・学校との連携について謳っており、このような視点で施策に取り組んでいきたい。

(会長)

- ・後者の法律の引用については、事務局から意見はあるか。

(金沢委員)

- ・これらの記述については、各委員の意見が分かれる点である。もし、別途小委員会が開催されるのであれば、その場で議論してもよいだろう。

(会長)

- ・この場で収束しなかった議論については、小委員会で対応することにした。

(健康部長)

- ・国民健康保険については、国でも詳細について明らかになっているわけではない。したがって、総合計画審議会でのどのような方向性で記載すべきか示されれば、国の方向性が明らかになった段階で、これらを踏まえた内容に修正させていただきたい。

(北澤委員)

- ・国の「生物多様性基本法」は、第2章政策1全体に該当する。P77の施策1だけでは対応しきれない。分野横断的な対策がないと、市全体としての生物多様性保全への方向性は示せないだろう。
- ・現在、国が中心となり自治体へ「生物多様性地域戦略」を策定するよう推進している。生物多様性地域戦略の策定自体を目標として組み込んでいけばよいのではないか。

(椎名委員)

- ・習志野市には谷津干潟があり、以前よりラムサール条約に登録をしている。しかし、谷津干潟には、近く、谷津船橋インターチェンジが整備される。谷津干潟は、船橋市の三番瀬と隣接している干潟であり、船橋市には保全に向けて習志野市に協力する予定はあるのか。

(環境部長)

- ・谷津干潟についても、三番瀬の保全に含めて、記載するという理解でよいか。

(椎名委員)

- ・三番瀬と谷津干潟は別のものと認識はある。隣接の市町村として協力しあう部分があるのかどうかを整理して記載してほしい。

(本木委員)

- ・市川市・浦安市の海岸線や、習志野市の谷津干潟などすべてが三番瀬である。しかし、各市が統一した動きにはなっていないが、ラムサール条約に登録するという方向にはなっており、本年 12 月には千葉県から方向性が示されると思われる。もし基本計画の中に今後の方向性が示されれば、市民活動も進めやすくなるだろう。

(川井委員)

- ・三番瀬と谷津干潟は別だと認識している。地元漁師の話を知ると、谷津干潟は干潟であるが、三番瀬はかつて藻場であった。
- ・私の幼いころの三番瀬は、生物多様性にあふれていたが、現状ではその面影がない。本当の三番瀬がどうだったかの議論があまりされていないと思う。環境を復元しなければならぬなかで、p.76 にて「生物多様性が確保された三番瀬」と記載してよいか疑問がある。
- ・また、三番瀬だけを確保すればよいわけではない。環境は点ではなく、面で守る必要がある。三番瀬も上流部に海老川があり、その上流の湧水や里山環境が生態系に大きく寄与している。より広い視点で議論すべきだろう。

(まき委員)

- ・現在では 3R から 2R となっている。近年、容器包装リサイクル法によりリサイクル率が向上しているが、自治体の回収コストが増加している。そのため、リユースとリデュースの 2R の観点で記載することを検討してほしい。

(森田委員)

- ・各施策の資源配分について示してほしい。現状では、「縦串」の施策は非常に詳細であるが、「横串」の施策がどのように示されるのか。

(事務局)

- ・「横串」とは、財政的に成り立たせるための横断的な行財政運営を指しているのか。

(森田委員)

- ・船橋市がめざすべき姿といった総括があり、その中で選択と集中により施策が示されていると思われる。これについて説明していただきたい。

(企画部長)

- ・限られた財政状況の中で重点的に行う事項は、リーディングプランに記載している。
- ・また、基本計画では方向性について示しており、予算の裏付けを含む具体的な事業については、実施計画で、進行管理していくことになるだろう。

#### 4. その他

(事務局)

- ・第3回総合計画審議会については、12月16日18:00~20:00で開催する。
- ・今後、開催される小委員会については、個別に日程調整をしていただく。
- ・内容については、本日までの積み残し事項に加えて、第3章と第4章について検討するので、事前にお目通しいただけると幸いです。

(会長)

- ・「4. その他」について、何か委員から意見はあるか。(特になし)
- ・では、これにて本日の審議会は終了する。

(以上)